

第2回福祉政策推進会議

平成26年9月1日

資料1

# 函館市の生活保護の現状

平成26年9月1日

函館市保健福祉部生活支援第1課

## 目 次

○生活保護制度	1
○函館市の生活保護受給者数・受給世帯数の月別動向	3
○函館市の生活保護動向(年度別推移)	4
○函館市における生活保護費の支給例	5
○函館市が実施する自立支援プログラム	6
○函館市における稼働能力のある生活保護受給者に対する就労支援の流れ	7
○保護受給世帯類型別の稼働者の状況	8
○稼働収入額別の保護受給中の稼働者数	9
○稼働年齢にある受給者の稼働・非稼働者数	10
○就労指導員による就労支援の状況(平成25年度実績)	11
○就労等意欲喚起プログラム事業, 実施状況	12
○ハローワークはこだて管内の常用有効求人倍率の状況	14
○生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像①, ②	15

# 生活保護制度

## ○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障  
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

### 最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

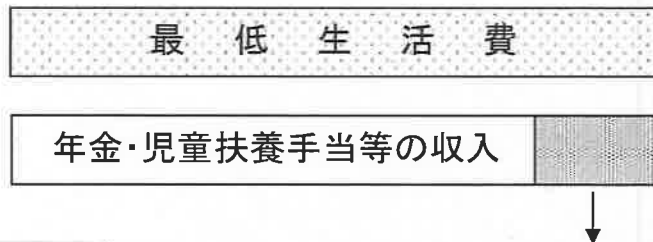
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇保護の開始時に調査  
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

### 自立の助長

- ・ケースワーカーの月1回の家庭訪問等による就労指導
- ・福祉事務所とハローワークの連携強化
- ・福祉事務所への就労支援員の増配置

## ○ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。  
(生活保護法第8条第2項)

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

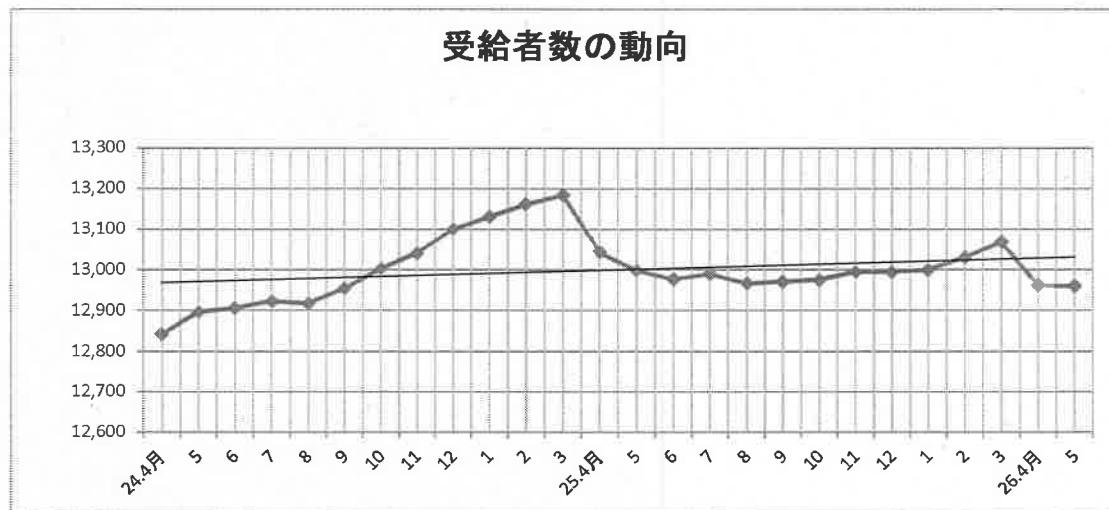
※勤労控除：就労収入のうち一定額を控除する仕組みであり、就労収入額に比例して控除額が増加。

⇒ 就労収入15,000円までは全額控除、全額控除以降の控除率は10%

# 函館市の生活保護受給者数・受給世帯数の月別動向

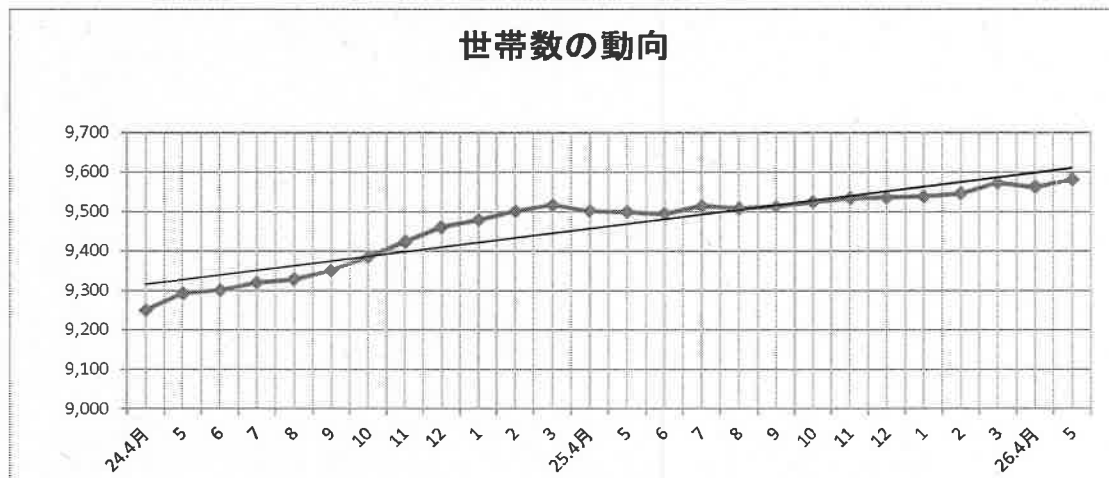
25～26年度(全道集計～生活保護速報)

	受給者数	対前月比	対前年同月比	世帯数	対前月比	対前年同月比
H25.4月	13,043	▲ 141	202	9,501	▲ 16	251
5	12,998	▲ 45	101	9,499	▲ 2	206
6	12,977	▲ 21	71	9,494	▲ 5	193
7	12,990	13	67	9,515	21	196
8	12,967	▲ 23	49	9,508	▲ 7	180
9	12,971	4	17	9,513	5	162
10	12,976	5	▲ 27	9,524	11	139
11	12,995	19	▲ 46	9,534	10	110
12	12,994	▲ 1	▲ 106	9,536	2	75
1	13,000	6	▲ 131	9,538	2	59
2	13,031	31	▲ 130	9,546	8	45
3	13,068	37	▲ 116	9,573	27	56
H26.4月	12,961	▲ 107	▲ 82	9,562	▲ 11	61
5	12,960	▲ 1	▲ 38	9,582	20	83



※25～26年度各月初日の受給者数・世帯数

	受給者数	対前月比	対前年同月比	世帯数	対前月比	対前年同月比
H25.4月	12,884	▲ 175	216	9,413	▲ 32	249
5	12,866	▲ 18	102	9,420	7	209
6	12,874	8	98	9,433	13	210
7	12,851	▲ 23	72	9,424	▲ 9	188
8	12,845	▲ 6	49	9,431	7	174
9	12,839	▲ 6	34	9,444	13	178
10	12,851	12	19	9,450	6	163
11	12,843	▲ 8	▲ 32	9,447	▲ 3	123
12	12,876	33	▲ 57	9,465	18	93
1	12,872	▲ 4	▲ 128	9,463	▲ 2	51
2	12,897	25	▲ 121	9,471	8	55
3	12,906	9	▲ 153	9,473	2	28
H26.4月	12,815	▲ 57	▲ 69	9,474	11	61
5	12,809	▲ 6	▲ 57	9,486	12	66
6	12,838	29	▲ 36	9,514	28	81
7	12,786	▲ 52	▲ 65	9,494	▲ 20	70
8	12,798	12	▲ 47	9,503	9	72



函館市の生活保護動向（年度別推移）

区分	保護受給者数	保護受給世帯数	保護率	世帯類型								相談件数	申請件数	開始世帯数	廃止世帯数	生活保護費(扶助費) (円)	
				高齢者世帯		母子世帯		傷病・障害世帯		その他世帯						当初予算	決算額
				世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比						
S60	10,652	5,527	33.2	1,558	28.2	1,451	26.3	2,187	39.6	325	5.9	2,751	997	983	793	10,255,540,000	10,565,125,945
61	10,778	5,574	33.9	1,615	29.0	1,475	26.5	2,133	38.3	348	6.2	2,653	852	811	826	11,638,582,000	11,135,443,250
62	10,596	5,536	33.6	1,649	29.8	1,431	25.8	2,133	38.5	320	5.8	2,152	750	704	765	11,777,300,000	10,717,616,127
63	10,163	5,446	32.5	1,649	30.3	1,376	25.3	2,047	37.6	372	6.8	1,714	633	574	664	10,899,700,000	10,458,903,190
H 1	9,645	5,325	31.0	1,774	33.3	1,235	23.2	1,977	37.1	337	6.3	1,732	614	558	728	10,549,031,000	10,650,826,263
2	9,004	5,113	29.1	1,798	35.2	1,122	21.9	1,834	35.9	357	7.0	1,510	519	465	675	10,893,870,000	10,528,513,678
3	8,342	4,919	27.1	1,810	36.8	995	20.2	1,767	35.9	346	7.0	1,561	555	507	674	10,731,889,000	10,719,797,196
4	7,893	4,783	25.8	1,838	38.4	901	18.8	1,722	36.0	321	6.7	1,578	575	530	625	10,660,012,000	10,311,697,665
5	7,628	4,713	25.1	1,894	40.2	844	17.9	1,677	35.6	297	6.3	1,440	542	513	576	10,474,446,000	10,465,444,750
6	7,435	4,669	24.6	1,908	40.9	794	17.0	1,636	35.0	327	7.0	1,679	584	547	573	10,659,526,000	10,547,374,440
7	7,337	4,643	24.4	1,933	41.7	771	16.6	1,617	34.8	318	6.9	1,507	547	537	548	11,118,802,000	11,079,030,674
8	7,412	4,685	24.9	2,010	42.9	771	16.5	1,609	34.4	291	6.2	1,701	651	627	535	11,226,545,000	11,373,043,006
9	7,555	4,819	25.6	2,069	43.0	779	16.2	1,668	34.6	298	6.2	1,930	690	656	496	11,378,002,000	11,826,620,638
10	7,974	5,088	27.2	2,164	42.5	828	16.3	1,750	34.4	344	6.8	2,386	816	795	467	11,732,965,000	12,686,097,372
11	8,503	5,392	29.2	2,272	42.2	888	16.5	1,802	33.4	426	7.9	2,611	879	836	536	12,692,923,000	13,273,748,648
12	8,958	5,703	31.0	2,437	42.8	943	16.5	1,833	32.2	484	8.5	2,784	927	877	604	13,493,761,000	14,335,788,225
13	9,283	5,986	32.3	2,630	44.0	977	16.3	1,846	30.8	530	8.9	3,169	947	908	578	14,375,731,000	14,374,937,663
14	9,793	6,378	34.2	2,806	44.0	1,043	16.4	1,942	30.5	580	9.1	3,646	1,108	1,068	634	14,382,385,000	15,660,710,520
15	10,370	6,794	36.5	2,993	44.1	1,099	16.2	2,041	30.1	650	9.6	3,583	1,175	1,124	768	15,622,905,000	16,701,141,904
16	11,074	7,307	36.9	3,238	44.3	1,141	15.6	2,187	30.0	735	10.1	3,327	1,014	968	757	16,482,434,000	16,966,818,896
17	11,161	7,471	37.5	2,974	39.9	1,143	15.3	2,530	33.9	815	10.9	3,648	971	921	733	17,741,956,000	17,838,323,722
18	11,267	7,647	38.3	3,104	40.6	1,138	14.9	2,543	33.3	857	11.2	3,417	968	912	755	17,617,082,000	17,995,211,614
19	11,299	7,783	38.9	3,263	42.0	1,102	14.2	2,476	31.8	936	12.0	2,796	918	876	747	17,473,601,000	17,848,766,585
20	11,533	8,019	40.2	3,436	42.9	1,119	14.0	2,410	30.0	1,051	13.1	3,424	1,195	1,122	794	17,752,949,000	18,107,304,532
21	11,924	8,366	41.9	3,575	42.8	1,088	13.0	2,444	29.2	1,254	15.0	3,674	1,284	1,209	800	18,067,530,000	19,353,823,623
22	12,423	8,804	44.0	3,736	42.5	1,071	12.2	3,042	34.5	951	10.8	3,275	1,174	1,115	718	19,322,053,000	20,522,499,040
23	12,720	9,101	45.5	3,870	42.6	1,025	11.3	3,412	37.5	787	8.7	2,918	1,063	1,012	759	20,882,734,000	20,973,653,069
24	13,005	9,384	46.9	4,095	43.7	987	10.5	2,543	27.2	1,749	18.7	2,508	1,065	1,005	755	21,392,667,000	21,551,545,734
25	13,001	9,524	47.3	4,374	46.0	921	9.7	2,523	26.5	1,693	17.8	2,307	1,052	950	892	21,729,672,000	21,661,987,965

- 注) 1 保護率は千分率である。  
 2 保護受給者数, 保護受給世帯, 世帯類型は各年度月平均である。  
 3 相談件数, 申請件数, 開始世帯数, 廃止世帯数は各年度の年間計である。  
 4 世帯類型の構成比は, 端数処理の関係上必ずしも100にならない。  
 5 25年度の生活保護費決算額は見込み額である。

函館市における生活保護費の支給例 (級地区分 2級-1)

平成26年4月1日調製

区 分			標準3人世帯			4人世帯			母子3人世帯			老人2人世帯			高齢者単身世帯			
			33歳男, 29歳女 4歳子			35歳(父), 30歳(母) 9歳(子・小学校), 4歳(子)			33歳(母) 9歳(子・小学校), 4歳(子)			71歳(夫), 67歳(妻)			71歳(女性)			
			25年度 (A)	26年度 (B)	差 (B-A)	25年度 (A)	26年度 (B)	差 (B-A)	25年度 (A)	26年度 (B)	差 (B-A)	25年度 (A)	26年度 (B)	差 (B-A)	25年度 (A)	26年度 (B)	差 (B-A)	
夏 季 扶 助  ( 4 月 1 0 月)	生活 扶 助	第1類																
		第2類																
		計	140,920	140,000	▲ 920	166,330	165,260	▲ 1,070	135,870	135,450	▲ 420	104,250	105,440	1,190	67,820	68,630	810	
		住宅扶助	37,000	37,000	0	37,000	37,000	0	37,000	37,000	0	37,000	37,000	0	29,000	29,000	0	
		児童養育加算	10,000	10,000	0	20,000	20,000	0	20,000	20,000	0							
		母子加算							22,990	23,270	280							
		教育扶助				9,693	10,172	479	9,693	10,172	479							
		(基準額+学級費+学習支援費)				5,310	5,540	230	5,310	5,540	230							
		(給食費)				4,383	4,632	249	4,383	4,632	249							
		小 計	187,920	187,000	▲ 920	233,023	232,432	▲ 591	225,553	225,892	339	141,250	142,440	1,190	96,820	97,630	810	
冬 季 扶 助  ( 11 月 1 3 月)	生活 扶 助	第1類																
		第2類																
		冬季加算	33,690	34,110	420	38,210	38,680	470	33,690	34,110	420	28,230	28,580	350	21,810	22,080	270	
		計	174,610	174,110	▲ 500	204,540	203,940	▲ 600	169,560	169,560	0	132,480	134,020	1,540	89,630	90,710	1,080	
		住宅扶助	37,000	37,000	0	37,000	37,000	0	37,000	37,000	0	37,000	37,000	0	29,000	29,000	0	
		児童養育加算	10,000	10,000	0	20,000	20,000	0	20,000	20,000	0						0	
		母子加算							22,990	23,270	280						0	
		教育扶助				9,693	10,172	479	9,693	10,172	479						0	
		(基準額+学級費+学習支援費)				5,310	5,540	230	5,310	5,540	230						0	
		(給食費)※11・12・1月のみ				4,383	4,632	249	4,383	4,632	249						0	
	小計 ※2・3月は給食費無	221,610	221,110	▲ 500	271,233	271,112	▲ 121	259,243	260,002	759	169,480	171,020	1,540	118,630	119,710	1,080		
年間合計 ※給食費2ヶ月分減後			2,423,490	2,414,550	▲ 8,940	2,978,560	2,973,320	▲ 5,240	2,866,320	2,871,990	5,670	1,836,150	1,852,180	16,030	1,270,890	1,281,960	11,070	
特別基準 (冬季薪炭費)			200	200	0	240	240	0	200	200	0	200	200	0	180	180	0	
期末一時扶助			20,630	21,230	600	23,210	23,880	670	20,630	21,230	600	20,020	20,600	580	12,280	12,640	360	
被服費					0	12,700	13,100	400	12,700	13,100	400			0			0	
年間総合計 (A)			2,444,320	2,435,980	▲ 8,340	3,014,710	3,010,540	▲ 4,170	2,899,850	2,906,520	6,670	1,856,370	1,872,980	16,610	1,283,350	1,294,780	11,430	
収 入	児童手当・児童扶養手当・国民年金		児童手当			児童手当			児童手当・児童扶養手当			国民年金			国民年金			
	月額		10,000	10,000	0	20,000	20,000	0	66,430	66,140	▲ 290	131,082	129,750	▲ 1,332	65,541	64,875	▲ 666	
	年額 (B)		120,000	120,000	0	240,000	240,000	0	797,160	793,680	▲ 3,480	1,572,984	1,557,000	▲ 15,984	786,492	778,500	▲ 7,992	
	差引 (A-B)		2,324,320	2,315,980	▲ 8,340	2,774,710	2,770,540	▲ 4,170	2,102,690	2,112,840	10,150	283,386	315,980	32,594	496,858	516,280	19,422	

通減率	世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
	現行	1.0000	1.0000	1.0000	0.9500	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000
	改正後	1.0000	0.8850	0.8350	0.7675	0.7140	0.7010	0.6865	0.6745	0.6645	0.6645

## 函館市が実施する自立支援プログラム

主に就労支援を目的

### ○生活保護受給者等就労自立促進事業

就労能力と就労意欲が高い者を対象に、ハローワークと共働して一定期間集中的に支援し、早期就労再開を目指す。

### ○就労支援プログラム

稼働年齢にある就労可能な者を対象に、就労指導員が履歴書の書き方や面接の受け方などの就労に向けたスキルアップを図るとともに、ハローワークへ同行するなどして就労の実現と充実を図る。

### ○母子世帯自立支援プログラム

母子世帯の就労可能な母親を対象に、養育問題の解消や日常生活の改善を図り、就労による自立に向けた支援を行う。

### ○就労等意欲喚起プログラム事業

身体的に就労を阻害する要因は少ないが、引きこもりや求職活動の不調で自信を喪失するなどして就労意欲に課題がある者などを対象に、社会参加活動や就労体験などを通じて日常生活リズムを立て直し自尊心の回復と就労意欲を高める。

日常生活を支援

### ○高齢者生活支援プログラム

高齢者世帯を対象に安否確認、各種の福祉サービスの利用等を支援し日常生活や社会生活における自立助長を図る。

### ○子ども健全育成プログラム

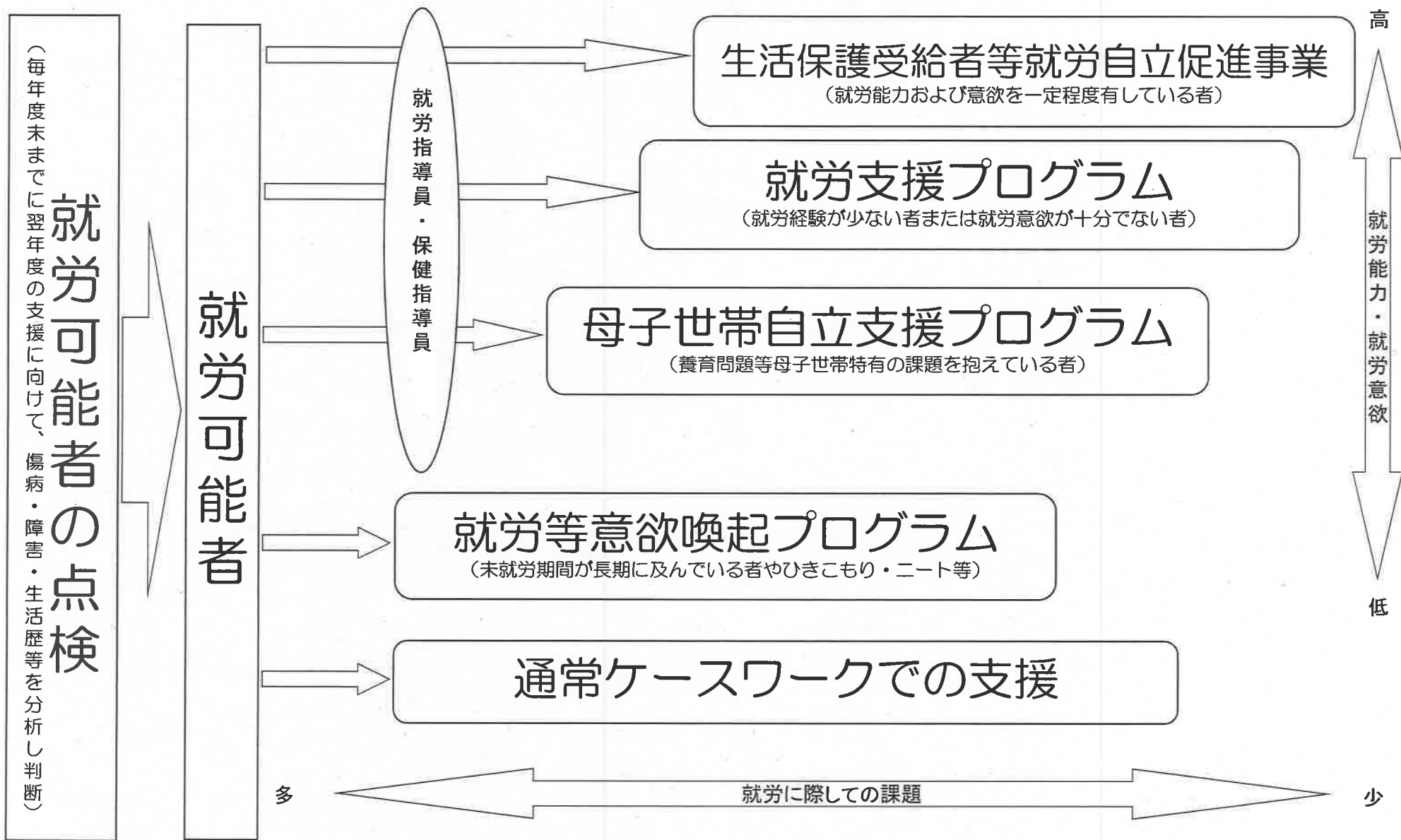
乳幼児期から高校卒業までの子どもがいる世帯に対し、子どもの社会性を育み自立意識を高めるための支援を行う。

### ○債務整理支援プログラム

受給前に債務を抱え日常生活に支障を来している者を対象に、債務整理の専門家、専門機関の相談援助を通じて債務整理を進めるための支援を行う。



# 函館市における稼働能力のある生活保護受給者に対する就労支援の流れ



## 保護受給世帯類型別の稼働者の状況

(単位:世帯,人)

	その他	母子(父子)	傷病者	障害者	高齢者	全体
世帯数	1,619	878	1,448	1,030	4,543	9,518
受給者数(A)	2,556	2,357	1,743	1,211	4,948	12,815
稼働者数(B)	787	487	115	94	106	1,589
(B)/(A)	30.8%	20.7%	6.6%	7.8%	2.1%	12.4%

注1) 各数値はH26年8月1日現在

注2) 高齢者世帯 世帯員全員が65歳以上の者で構成  
 障害者世帯 世帯主が障害者である  
 傷病者世帯 世帯主が傷病者である  
 母子(父子)世帯 親1人と18歳未満の子供のみで構成  
 その他世帯 上記のいずれの世帯にも属さない世帯

## 稼働収入額別の保護受給中の稼働者数

平成26年8月1日現在

収入額(月額)の区分	人数(人)	構成比
15,000円以下	228	14.35%
15,001円～49,999円	516	32.47%
50,000円～99,999円	586	36.88%
100,000円～149,999円	208	13.09%
150,000円～199,999円	43	2.71%
200,000円以上	8	0.50%
合計	1,589	100.00%

### 【参考】 1か月の保護費支給額(夏季)

標準3人世帯 187,000円

高齢者単身世帯 97,630円

稼働年齢にある受給者の稼働・非稼働者数

(単位:人)

	18～64歳の 受給者数	稼働している者	就労可能な 非稼働者	【内 訳】		《参考》 就労指導員 配置数
				就労指導中の者	就労可能であるが 阻害要因がある者	
23年度	5,596	1,412	1,202	918	284	4
25年度	5,160	1,492	706	635	71	8
差	▲ 436	80	▲ 496	▲ 283	▲ 213	4

就労指導員による就労支援の状況（平成25年度実績）

（単位：件）

	延べ支援件数	支援終了					一時中断	継続
		就労開始		支援期間満了	病気・けが等	その他		
		うち保護廃止						
件数	781	438	28	44	35	14	45	205

※就労指導員数 8名(各課配置)

## 就労等意欲喚起プログラム事業

就労を阻害する要因が少ない未就労の生活保護受給者を対象に、社会参加活動や就労体験等を通じて、生活リズムの立て直し、自尊心の回復、就労意欲の喚起等を図ることにより、就労支援プログラムへの参加誘導の促進と引きこもりの解消を行うなど、生活保護受給世帯の自立を支援することを目的としています。

なお、本事業は北海道の離職者の安心生活支援事業費補助金を活用し、実施しています。

### 【事業開始】

平成23年8月1日

### 【委託事業者】

特定非営利活動法人ワーカーズコープ苫

### 【事業の対象者】

生活保護を受給する、次のいずれかに該当する者。

- a 未就労期間が長期に及び、社会復帰に消極的な者
- b 就労体験の乏しい母子世帯の母親で、ある程度育児等に手がかからなくなったもの
- c 引きこもりやニート等社会生活を営む上で自己管理の訓練が必要な者

### 【事業内容】

#### 1. カウンセリング

専任のスタッフが個別面談あるいは家庭訪問によりカウンセリングを行っています。

#### 2. ボランティア活動への参加

多様な形態にてボランティア活動を実践します。活動場所は、市内の運輸業、小売店、福祉施設など、この事業に協力いただいている事業所などで行っています。

#### 3. 就労体験(インターンシップ)

一定期間ボランティア活動が達成できれば、就労体験へとステップアップします。

#### 4. 交流会の開催

同じ課題や悩みを持つ参加者が交流できる場として定期的を開催しています。

#### 5. 研修会の実施

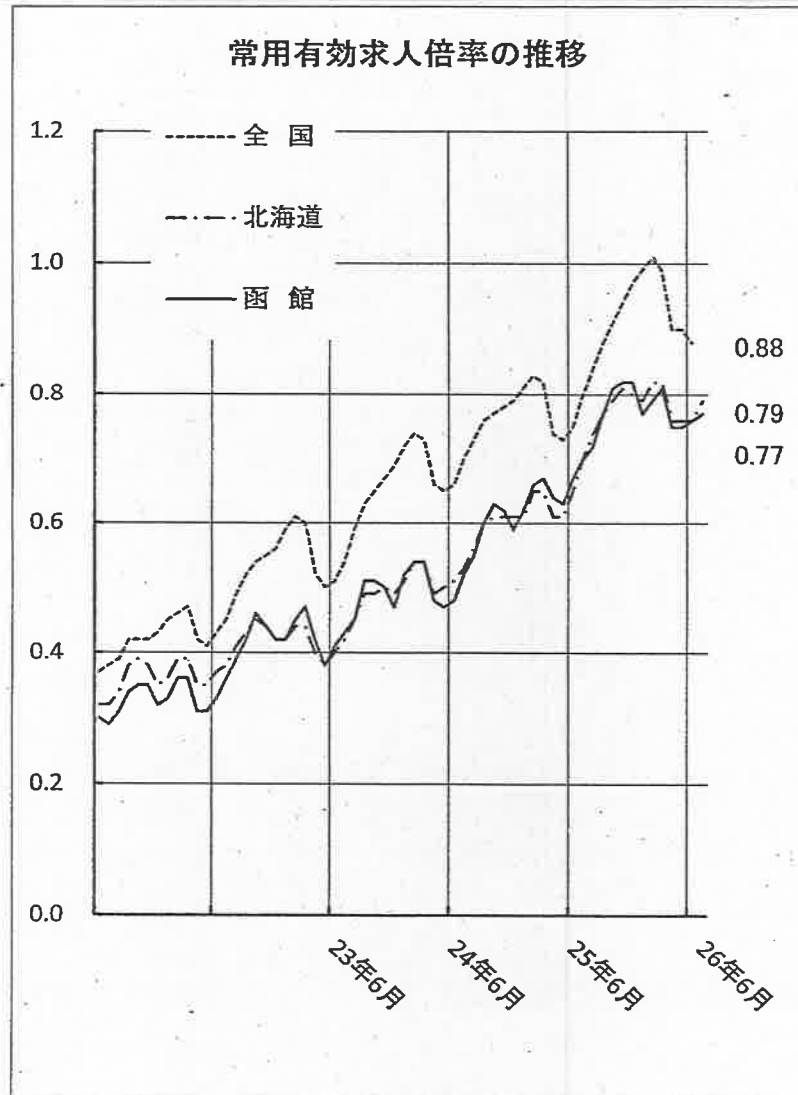
就労意欲をさらに高めるため、事業所の見学や資格取得のための研修会を開催しています。

## 就労等意欲喚起プログラム事業の実施状況

(単位:人)

	プログラム参加者	ボランティア体験	就労体験	就労に至った者	就労支援プログラムへ移行した者
23年度	41	26	5	4	4
24年度	90	76	17	9	9
25年度	132	96	23	9	9

# ハローワークはこだて管内の常用有効求人倍率の状況



(数値は原数値)

区分				
年月	全国	北海道	函館	対前年 同月差(P)
19年度	0.97	0.51	0.53	▲ 0.01
20年度	0.73	0.43	0.43	▲ 0.10
21年度	0.42	0.35	0.33	▲ 0.10
22年度	0.51	0.41	0.40	0.07
23年度	0.62	0.46	0.47	0.07
24年度	0.74	0.57	0.57	0.10
25年度	0.87	0.74	0.74	0.20
24 / 6	0.66	0.51	0.48	0.07
7	0.70	0.53	0.52	0.09
8	0.73	0.56	0.55	0.10
9	0.76	0.60	0.60	0.09
10	0.77	0.61	0.63	0.12
11	0.78	0.61	0.62	0.12
12	0.79	0.61	0.59	0.12
25 / 1	0.81	0.61	0.62	0.10
2	0.83	0.65	0.66	0.12
3	0.82	0.65	0.67	0.13
4	0.74	0.61	0.64	0.16
5	0.73	0.61	0.63	0.16
6	0.75	0.65	0.67	0.19
7	0.80	0.70	0.70	0.18
8	0.84	0.74	0.72	0.17
9	0.88	0.77	0.77	0.17
10	0.91	0.79	0.81	0.18
11	0.94	0.81	0.82	0.20
12	0.97	0.80	0.82	0.23
26 / 1	0.99	0.79	0.77	0.15
2	1.01	0.82	0.79	0.13
3	0.99	0.82	0.81	0.14
4	0.90	0.76	0.75	0.11
5	0.88	0.76	0.76	0.13
6		0.79	0.77	0.10

【完全失業率の推移】

(単位:%)

区分	25年6月	25年7月	25年8月	25年9月	25年10月	25年11月	25年12月	26年1月	26年2月	26年3月	26年4月	26年5月
北海道		3.7(5.0)			4.4(4.7)			4.6(5.0)				
全国	3.9	3.9	4.1	4.0	4.0	3.9	3.7	3.7	3.6	3.6	3.6	3.5

(注) 1. 北海道分は原数値、全国分は季節調整値。( )内は前年同期。

2. 季節調整値は、新季節指数により改訂されているため、以前の公表値とは若干異なっている。

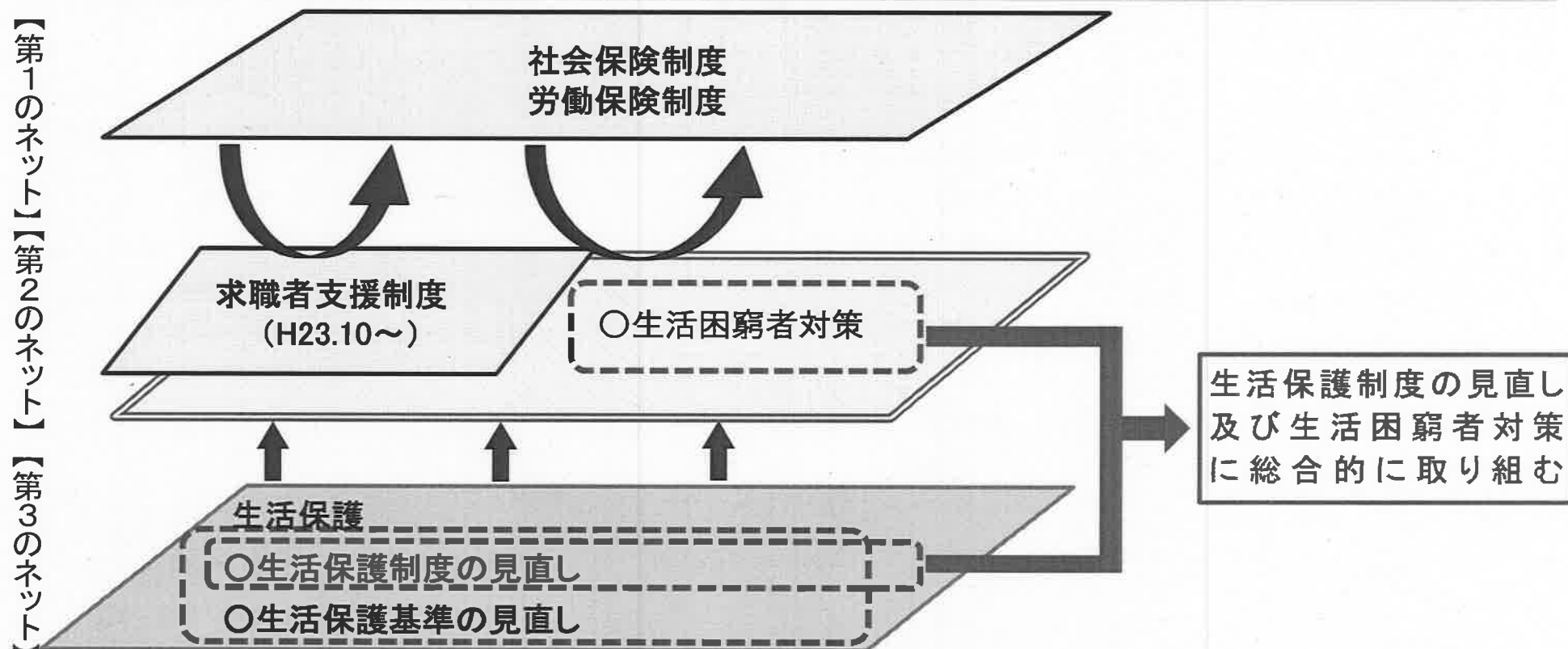
【資料出所: 総務省統計局「労働力調査」】

※雇用ニュースはこだて(7月)より



# 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像①

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



## 【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

※第14回社会保障審議会生活保護基準部会資料より抜粋

## 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像②

### 1. 生活保護法の改正 (平成25年12月公布 平成26年7月1日施行)

#### 〈ポイント〉

支援が必要な人に確実に保護を実施するという考え方は維持しつつ、以下の見直しを実施(今通常国会に提出するも審議未了により廃案)

- ①生活保護受給者の就労・自立の促進(就労自立給付金(※)の創設等)  
※保護受給中の就労収入額の範囲で一定額を仮想的に積み立て、安定した職業に就いたことで保護廃止に至った場合に限り支給
- ②不正・不適正受給対策の強化(地方自治体の調査権限強化、罰則の引上げ等)
- ③医療扶助の適正化(指定医療機関制度の見直し等)・後発医薬品の使用促進

### 2. 生活困窮者の就労・自立支援のための新法の制定 (平成25年12月公布 平成27年4月1日施行)

#### 〈ポイント〉

生活保護にいたる前の自立支援策の強化を図るため、以下を主な内容とする生活困窮者対策を実施(今通常国会に提出するも審議未了により廃案)

- ①利用者の状況に応じて最適な支援策を早期・包括的に提供する相談支援事業の創設
- ②離職により住まいを失った人等に対して家賃相当を有期で支給
- ③生活訓練や社会訓練等を含む就労支援策の創設
- ④生活困窮家庭の子どもへの学習支援等の実施 等

### 3. 生活保護基準の見直し

#### 〈ポイント〉

以下の考え方により生活保護基準の見直しを実施(平成25年から3か年)

- ①年齢・世帯人員・地域差による影響の調整
- ②前回(平成20年)の見直し以降の物価の動向の勘案
- ③必要な激変緩和措置の実施

※第14回社会保障審議会生活保護基準部会資料より抜粋